

従業員の奨学金返還を支援したい

中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金

● 概要

従業員の奨学金返還を支援する中小企業等を支援します。

● 対象者

市内に本店・本社がある中小企業等（資本金3億円以下の企業に限る）

● 対象経費及び補助金額

補助対象経費事業	補助金額
従業員（市内在住、30歳以下）の奨学金返還のために手当を支給、または代理返還する事業 ※令和8年1月～12月に支出した経費が対象	補助対象経費 または 同期間に返還された奨学金の額の いずれか低い額の1/2 ※1 法人あたり最大50万円 （従業員5人分まで）

● 募集期間

令和8年4月1日（水）～11月30日（月）

● 申請方法

 詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate08/scholarship-return.html>



● 問合せ

 人材・働き方政策課（0258-39-2228）